

（後部霧灯）

**第三十八条** 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十七条の二の規定並びに細目告示第五十一条、第二百二十九条及び第二百七条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の後面には、後部霧灯を備えることができる。
- 二 後部霧灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
  - イ 後部霧灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
  - ロ 後部霧灯の灯光の色は、赤色であること。
- 三 後部霧灯は、前号に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
  - イ 後部霧灯の数は、二個以下であること。
  - ロ 後部霧灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合にのみ点灯できる構造であり、かつ、前照灯又は前部霧灯のいずれが点灯している場合においても消灯できる構造であること。
  - ハ 後部霧灯は、次のいずれかの要件に適合する構造であること。
    - (1) 原動機を停止し、かつ、運転者席の扉を開放した場合に、後部霧灯の点灯操作装置が点灯位置にあるときは、その旨を運転者席の運転者に音により警報すること。
    - (2) 前照灯又は前部霧灯を消灯した場合にあっても点灯しているときは、尾灯は点灯しており、かつ、尾灯を消灯した後、前照灯又は前部霧灯を点灯した場合には、再度、後部霧灯の点灯操作を行うまで消灯していること。
  - ニ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上一メートル以下、下縁の高さが地上〇・二五メートル以上となるように取り付けられていること。
  - ホ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上一メートル以下となるように取り付けられていること。
  - ヘ 後部霧灯の照明部は、制動灯の照明部から百ミリメートル以上離れていること。
  - ト 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方五度の平面及び下方五度の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向二十五度の平面及び後部霧灯の外側方向二十五度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。
  - チ 後部霧灯を一個備える場合にあつては、当該後部霧灯の中心が車両中心面上又はこれより右側の位置となるように取り付けられていること。
  - リ 後部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。
  - ヌ 後面の両側に備える後部霧灯の取付位置は、ニからトまでに規定するほか、前条第一項第三号ホの基準に準じたものであること。

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規則の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示  
【2009.10.24.】第38条（後部霧灯）

- 2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車	第三号ト、チ及びヌ

- 3 次の表の第一欄に掲げる自動車については、第一項の規定のうち同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自動車	条項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 平成八年一月三十一日以前に製作された自動車	第三号ニ	上縁の高さが地上 一メートル以下、下縁 の高さが地上〇・二 五メートル以上	中心の高さが地上 一メートル以下
二 平成八年二月一日から平成十七年十二月三十一日までに製作された自動車	第三号ニ	上縁の高さが地上 一メートル以下、下縁 の高さが地上〇・二 五メートル以上	上縁の高さが地上 一メートル以下

- 4 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、第一項第二号イ並びに第三号ロ及びハの規定にかかわらず、後部霧灯は、次の基準に適合する構造とすることができる。

- 一 後部霧灯の光度は、尾灯の光度を超えるものであること。
- 二 後部霧灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合にのみ点灯できる構造であり、かつ、前照灯又は前部霧灯のいずれが点灯している場合においても消灯できる構造であること。ただし、後部霧灯は、尾灯が点灯している場合に限り前照灯又は前部霧灯を消灯した場合にあっても点灯している構造とすることができる。この場合において、尾灯を消灯した後、前照灯又は前部霧灯を点灯した場合には、再度、後部霧灯の点灯操作を行うまで消灯している構造であること。

- 5 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二 3・23・の規定は、適用しない。

- 6 平成十八年一月一日から平成二十一年七月十日までに製作された自動車については、細目告示別添六十五 3・5・の規定は、適用しない。

- 7 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第五十一条第一項、別添五十二 2・13・及び別添六十五 3・3・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第千二百十七号）による改正前の細目告示第五十一条第一項、別添五十二 2・13・及び別添六十五 3・3・の規定に適合するものであればよい。

- 8 平成十八年一月一日から平成二十三年二月六日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添五十二 3・7・1・、3・22・及び3・

23・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十一年国土交通省告示第七百七十一号）による改正前の細目告示別添五十二3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定に適合するものであればよい。

9 保安基準第三十七条の二第三項及び細目告示第五十一条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

10 保安基準第三十七条の二第三項及び細目告示第五十一条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。